

道路維持管理業務委託  
公募型プロポーザル審査会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路維持管理業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 道路維持管理業務を委託する優先交渉権者の選定にあたり、選定の公平性及び透明性の確保を図るため審査会を設置する。

(所掌事務)

第3条 審査会は、道路維持管理業務委託の優先交渉権者選定に関する事務を所掌する。

(委員)

第4条 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 土木部長
- (2) 道路管理課長
- (3) 道路建設課長
- (4) 河川課長
- (5) まちづくり推進課長
- (6) みどりの課長
- (7) 工事検査室長

2 委員が審査会に出席できないときは、委員の指名する者を代理として出席させることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査会に委員長及び副委員長を各1名置く。委員長は土木部長をもって充て、副委員長は、委員長の指名する者を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の開催)

第6条 審査会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が審査会の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審査会は、必要に応じて、審査会等に関係者の出席を求め、意見を聞くものとする。

(審査及び選定の基準)

第7条 第3条に規定する優先交渉権者の選定にあたっては、別に定める「道路維持管理業務委託に係るプロポーザル評価基準要領」に基づき、審査するものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、土木部道路管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。